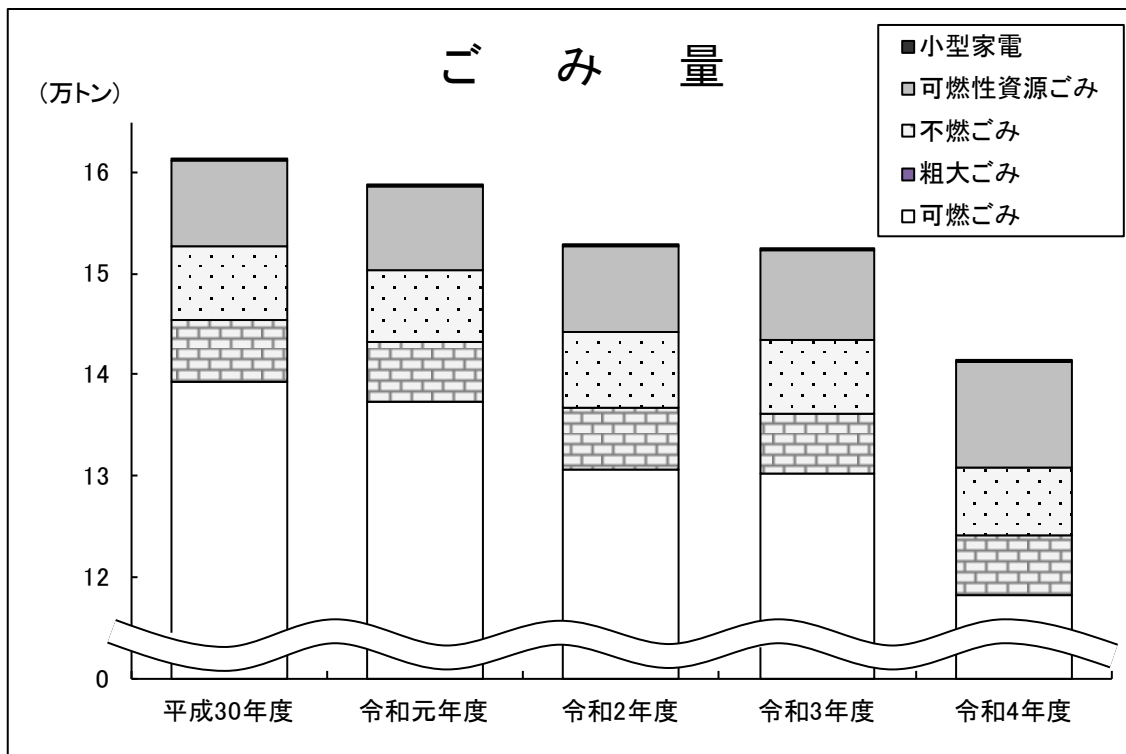
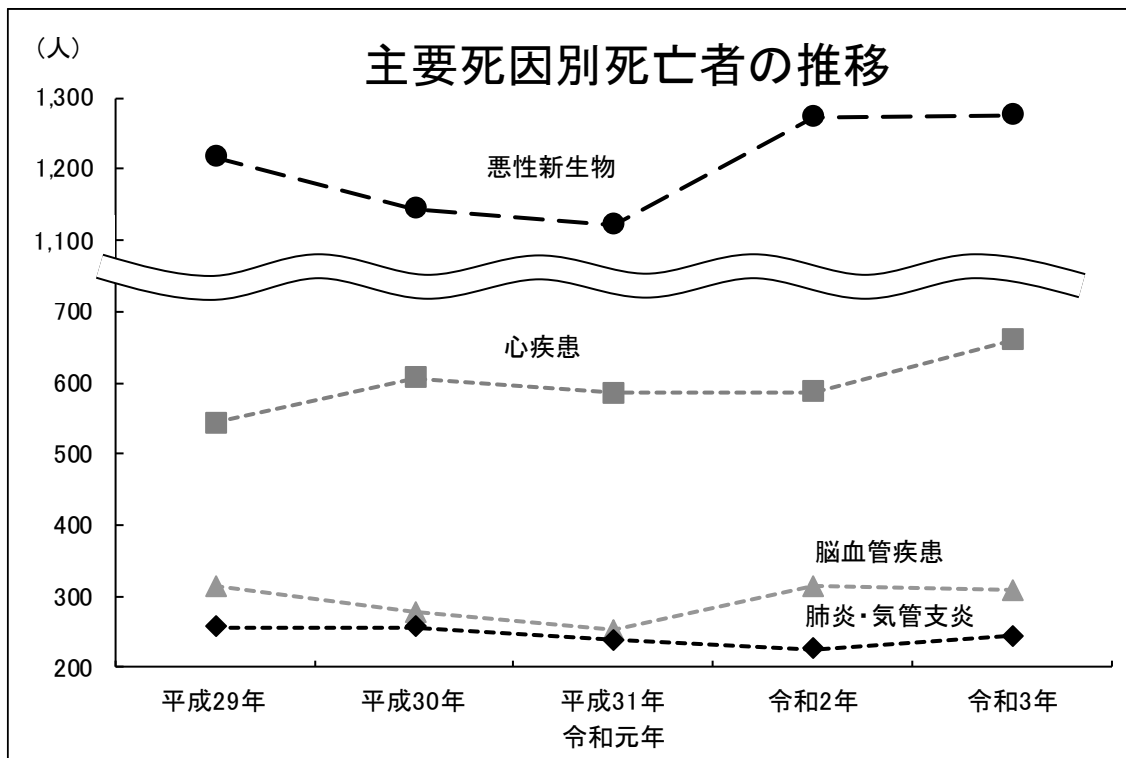


9 保健，衛生及び環境



9-1 医療施設数

「医療法」・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」・「柔道整復師法」・「歯科技工士法」に基づく届出による。

(1) 医療施設数

- 「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者 19 人以下の入院施設を有するもの、又は患者の入院施設を有しないものをいう。

(各年度末現在)

年 度	総 数		病 院		有床診療所		無 床 診療所	歯 科 診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数		
平成30年度	848	5,371	25	5,230	13	141	526	284
令和元年度	856	5,330	25	5,193	12	137	532	287
2	858	5,335	25	5,198	12	137	540	281
3	869	5,293	25	5,156	12	137	551	281
4	862	5,311	25	5,174	12	137	546	279
国	-	-	-	-	-	-	-	-
県	1	400	1	400	-	-	-	-
市	7	257	1	257	-	-	-	-
健康保険組合・その連合会	-	-	-	-	-	-	-	-
公益法人	8	310	1	310	-	-	6	1
医療法人	286	3,143	19	3,042	9	101	196	62
学校法人	6	963	1	963	-	-	5	-
会社	5	-	-	-	-	-	5	-
その他の法人	24	182	1	182	-	-	23	-
個人	525	56	1	20	3	36	305	216

資料 市保健所保健総務課

(2) 助産所その他の医療関係施設数

(各年度末現在)

年 度	助産所	施 術 所		歯 科 技 工 所	
		出張業務のみ	出張業務のみ		
平成30年度	59	54	758	251	58
令和元年度	61	55	775	261	59
2	66	60	801	276	61
3	66	60	822	283	61
4	66	60	784	297	60

資料 市保健所保健総務課

9-2 医療関係従事者数

本表の医師、歯科医師、薬剤師数は、「医師・歯科医師・薬剤師統計（旧：医師・歯科医師・薬剤師調査）」の結果であるが、助産師・看護師・准看護師・保健師・歯科技工士・歯科衛生士数は関係法令に基づく業務従事者届出数を集計したもので、2年に1回の届出となっている。（各年末現在）

年 次	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	保 健 師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
平成24年	1,577	365	1,324	118	3,614	766	93	62	388
26	1,549	363	1,306	120	3,933	705	94	57	349
28	1,679	377	1,365	113	4,259	700	108	61	428
30	1,721	345	1,434	127	4,456	605	121	64	447
令和2年	1,771	372	1,516	119	4,590	541	129	65	534

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-3 薬事関係業者数

(各年度末現在)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
薬 局	215	216	216	219	222
薬局製造販売医薬品製造販売業	20	20	18	14	11
薬局製造販売医薬品製造業	20	20	18	14	11
店 舗 販 売 業	68	68	70	72	74
高度管理医療機器等販売業・貸与業	200	204	203	220	232
管理医療機器販売業・貸与業	1,211	1,220	1,234	1,247	1,267
毒 物 劇 物 販 売 業	90	88	86	83	83
一 般	84	82	80	79	79
農 業 用 品 目	5	5	5	3	3
特 定 品 目	1	1	1	1	1

資料 市保健所保健総務課

9-4 病院の概況

(1) 総括表

年 次	在院患者延数		病床利用率% b)	新入院患者数	退院患者数	外来患者延数 c)
	a)	6月末病床数				
平成30年	1,543,262	5,215	81.4	68,680	68,734	1,669,542
平成31年 令和元年	1,549,112	5,196	81.6	69,053	69,018	1,690,430
2	1,486,761	5,196	78.2	63,979	64,183	1,529,926
3	1,464,369	5,188	77.3	64,002	64,122	1,638,407
4	1,428,437	5,156	75.8	62,335	62,349	1,660,733
精神病院 d)	192,242	670	78.6	700	725	17,944
結核療養所 e)	-	-	-	-	-	-
一般病院 f)	1,236,195	4,486	75.4	61,635	61,624	1,642,789
うち) 県立	98,732	400	67.6	9,591	9,602	149,260
うち) 市立	37,407	257	39.9	3,878	3,874	94,926

注 a) 毎日24時現在に在院している患者数を1年分合計したものである。

b)
$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

c) 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、診療録(カルテ)の作成又は記載の追加がされた患者数を1年分合計したものである。同一患者が同時に2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録(カルテ)の作成又は記載の追加がされた場合、それぞれの診療科の外来患者として計上している。

d) 精神病床のみを有する病院である。

e) 結核病床のみを有する病院である。

f) 「精神病院」、「結核療養所」以外の病院である。

資料 市保健所保健総務課

9-4 病院の概況（続き）

(2) 兵庫県立西宮病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	循環器科
		総			数		
平成30年	289,155	91,661	12,929	36,383	25,587	5,890	10,423
平成31年 令和元年	290,072	91,459	12,379	39,117	26,027	5,312	11,462
2	255,951	81,249	10,485	40,097	21,766	4,726	9,491
3	258,657	88,827	10,575	32,092	21,843	5,969	10,027
4	260,578	89,851	11,000	33,102	21,534	6,438	9,733
		外			来		
平成30年	162,576	51,034	8,563	18,993	11,367	2,397	5,197
平成31年 令和元年	163,055	50,564	8,142	20,239	11,232	2,349	5,183
2	147,933	44,200	6,798	22,381	9,725	2,298	4,494
3	153,058	51,008	6,960	18,594	8,610	2,487	4,930
4	152,396	50,693	7,410	19,076	7,537	2,555	4,638
		入			院		
平成30年	126,579	40,627	4,366	17,390	14,220	3,493	5,226
平成31年 令和元年	127,017	40,895	4,237	18,878	14,795	2,963	6,279
2	108,018	37,049	3,687	17,716	12,041	2,428	4,997
3	105,599	37,819	3,615	13,498	13,233	3,482	5,097
4	108,182	39,158	3,590	14,026	13,997	3,883	5,095
年次	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	泌尿器科	放射線科	救急センター	
		総			数		
平成30年	35,403	16,373	9,971	27,431	2,682	14,422	
平成31年 令和元年	34,324	16,448	10,535	26,377	2,956	13,676	
2	29,715	14,261	9,118	22,183	2,744	10,116	
3	28,402	13,763	9,239	23,481	3,053	11,386	
4	27,722	14,946	9,278	21,694	2,855	12,425	
		外			来		
平成30年	20,432	13,492	7,137	18,941	2,682	2,341	
平成31年 令和元年	20,698	13,480	7,864	18,052	2,956	2,296	
2	18,904	11,809	6,983	15,709	2,744	1,888	
3	19,212	11,678	7,168	16,698	3,053	2,660	
4	19,006	12,532	6,983	15,909	2,855	3,202	
		入			院		
平成30年	14,971	2,881	2,834	8,490	-	12,081	
平成31年 令和元年	13,626	2,968	2,671	8,325	-	11,380	
2	10,811	2,452	2,135	6,474	-	8,228	
3	9,190	2,085	2,071	6,783	-	8,726	
4	8,716	2,414	2,295	5,785	-	9,223	

資料 兵庫県立西宮病院医事企画課

9 保健、衛生及び環境

9-4 病院の概況（続き）

(3) 西宮市立中央病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	産婦人科	リハビリ科
総数								
平成30年	154,306	57,920	8,419	17,171	14,766	79	1,386	2,579
平成31年 令和元年	143,610	54,775	7,663	16,848	10,622	45	1,396	1,968
2	127,003	48,576	4,345	15,806	8,357	23	1,228	1,898
3	136,533	52,649	5,250	15,809	9,285	31	1,223	2,240
4	134,103	51,233	5,825	14,593	8,367	43	1,087	2,298
外来								
平成30年	107,436	32,446	6,219	11,698	7,937	79	1,386	2,579
平成31年 令和元年	97,536	27,508	5,907	10,736	6,295	45	1,396	1,968
2	86,024	24,735	3,753	9,737	5,098	23	1,228	1,898
3	93,502	27,012	4,484	9,918	6,092	31	1,223	2,240
4	94,879	27,698	4,945	9,550	6,031	43	1,087	2,298
入院								
平成30年	46,870	25,474	2,200	5,473	6,829	-	-	-
平成31年 令和元年	46,074	27,267	1,756	6,112	4,327	-	-	-
2	40,979	23,841	592	6,069	3,259	-	-	-
3	43,031	25,637	766	5,891	3,193	-	-	-
4	39,224	23,535	880	5,043	2,336	-	-	-
年次	眼科	耳鼻 いんこう科	皮膚科	泌尿器科	放射線科	麻酔科	歯科口腔外科	
総数								
平成30年	9,543	479	12,885	13,957	3,519	7,871	3,732	
平成31年 令和元年	7,991	-	12,225	14,093	4,168	8,143	3,673	
2	6,286	-	11,075	13,699	3,719	7,348	4,643	
3	6,168	-	10,312	15,125	4,397	7,988	6,056	
4	5,073	-	10,086	15,633	4,170	8,959	6,736	
外来								
平成30年	8,672	479	10,731	10,506	3,519	7,767	3,418	
平成31年 令和元年	7,450	-	10,261	10,442	4,168	7,988	3,372	
2	5,851	-	9,120	9,898	3,719	7,169	3,795	
3	5,561	-	8,724	10,895	4,397	7,748	5,177	
4	4,549	-	8,626	11,197	4,170	8,708	5,977	
入院								
平成30年	871	-	2,154	3,451	-	104	314	
平成31年 令和元年	541	-	1,964	3,651	-	155	301	
2	435	-	1,955	3,801	-	179	848	
3	607	-	1,588	4,230	-	240	879	
4	524	-	1,460	4,436	-	251	759	

資料 市立中央病院医事課

人口動態調査

人口動態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）に従って実施されている。

本編中、第9-5表から第9-10表まではこの調査の結果である。

数字は日本における日本人に関するもので、住所地による集計である。

9-5 出生・死亡等の状況

区 分	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
出生数	4,076	3,927	3,708	3,677	3,448
うち) 低出生体重児 1)	340	372	331	326	300
死亡数	3,932	3,958	4,013	4,190	4,532
うち) 乳児死亡 2)	5	9	10	2	8
男	3	7	6	1	5
女	2	2	4	1	3
うち) 新生児死亡 3)	4	3	6	-	3
男	3	2	5	-	2
女	1	1	1	-	1
死産数	82	72	66	49	60
自然死産	35	43	41	23	32
人工死産	47	29	25	26	28
周産期死亡 4)	11	10	19	7	13
妊娠満22週以降の死産	8	8	14	7	11
早期新生児死亡	3	2	5	-	2
		比		率 ※	
出生率【人口】 a)	8.5	8.2	7.8	7.7	7.2
低出生体重児出生率【出生】 b)	8.3	9.5	8.9	8.9	8.7
死亡率【人口】 a)	8.2	8.3	8.4	8.8	9.5
乳児死亡率【出生】 b)	1.2	2.3	2.7	0.5	2.3
新生児死亡率【出生】 b)	1.0	0.8	1.6	-	0.9
死産率【出産】 c)	19.7	18.0	17.5	13.2	17.1
周産期死亡率【出生】 d)	2.7	2.5	5.1	1.9	3.8

注 1) 出生したときの体重が、2,500g未満の出生児のこと。

2) 生後1歳未満の死亡のこと。

3) 生後4週間未満の死亡のこと。

4) 「妊娠満22週以降の死産」と「早期新生児死亡」（生後1週間未満の死亡）を合わせたもの。

a) 各年9月30日現在の住民基本台帳人口（外国人住民を除く）に対する割合である。

b) 各年の出生数に対する割合である。

c) 各年の出産数（出産=出生+死産）に対する割合である。

d) 各年の出生数+妊娠満22週以後の死産数に対する割合である。

※ 各率は、当該数字を【 】内の数字で除したもので、対千人比である。ただし、低出生体重児出生率は対百人比である。

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-6 母の年齢（5歳階級）別出生児数

年次	総数 a)	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
		総数						
平成29年	4,076	27	177	933	1,614	1,042	270	13
30	3,927	14	185	847	1,608	990	266	17
平成31年 令和元年	3,708	15	161	833	1,428	996	267	8
2	3,677	15	146	891	1,422	967	226	10
3	3,448	11	128	807	1,352	898	243	9
		男						
平成29年	2,092	13	91	483	810	545	145	5
30	1,962	6	99	438	796	492	122	9
平成31年 令和元年	1,873	9	78	431	709	520	122	4
2	1,819	7	72	435	697	485	119	4
3	1,794	6	65	436	692	470	120	5
		女						
平成29年	1,984	14	86	450	804	497	125	8
30	1,965	8	86	409	812	498	144	8
平成31年 令和元年	1,835	6	83	402	719	476	145	4
2	1,858	8	74	456	725	482	107	6
3	1,654	5	63	371	660	428	123	4

注 a) 年齢不詳を含む。
資料 市保健所保健総務課

9-7 出産回数別出生数

年次	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児以上
		総数					
平成29年	4,076	1,957	1,637	405	66	7	4
30	3,927	1,889	1,533	417	70	10	8
平成31年 令和元年	3,708	1,725	1,477	412	71	15	8
2	3,677	1,808	1,355	418	80	12	4
3	3,448	1,718	1,250	393	72	11	4
		男					
平成29年	2,092	977	864	208	37	5	1
30	1,962	958	769	199	27	5	4
平成31年 令和元年	1,873	863	754	214	31	8	3
2	1,819	903	640	231	39	5	1
3	1,794	879	660	208	38	6	3
		女					
平成29年	1,984	980	773	197	29	2	3
30	1,965	931	764	218	43	5	4
平成31年 令和元年	1,835	862	723	198	40	7	5
2	1,858	905	715	187	41	7	3
3	1,654	839	590	185	34	5	1

資料 市保健所保健総務課

9-8 死因別乳児死亡数

死因分類は、厚生労働省が定めた「乳児死因簡単分類表」によるが、該当件数のないものは一部を省いている。

死 因 分 類	平成29年		平成30年		平成31年 令和元年		令和2年		令和3年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	3	2	7	2	6	4	1	1	5	3
腸 管 感 染 症	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
敗 血 症	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ イ ル ス 性 肝 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白 血 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳 性 麻 痺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患 (高 血 圧 性 を 除 く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
へ ル ニ ア 及 び 腸 閉 塞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎 不 全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 病 態	1	-	1	1	2	-	-	-	1	1
新 生 児 の 細 菌 性 敗 血 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
出 生 時 仮 死	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 肺 出 血	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 周 産 期 に 特 異 的 な 呼 吸 障 害 及 び 心 血 管 障 害	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 生 児 の 呼 吸 窮 迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
胎 児 及 び 新 生 児 の 出 血 性 障 害 及 び 血 液 障 害	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
そ の 他 の 周 産 期 に 発 生 し た 病 態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
妊 娠 期 間 及 び 胎 児 発 育 に 関 連 す る 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先 天 奇 形 、 変 形 及 び 染 色 体 異 常	1	2	3	-	3	2	-	1	1	1
神 経 系 の 先 天 奇 形	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 臓 の 先 天 奇 形	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-
そ の 他 の 循 環 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
呼 吸 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 化 器 系 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
筋 骨 格 系 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
そ の 他 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
染 色 体 異 常 , 他 に 分 類 さ れ な い も の	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1
代 謝 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
髄 膜 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 幼 児 突 然 死 症 候 群	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
そ の 他 の す べ て の 疾 患	-	-	2	-	-	1	-	-	3	1
不 慮 の 事 故	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
そ の 他 の 外 因 殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他 殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脊 髄 性 筋 萎 縮 症 及 び 関 連 症 候 群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-9 死因別死亡者数

死 因 分 類		平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
総感		3,932	3,958	4,013	4,190	4,532
腸結核	感染症及び寄生虫	98	90	83	72	69
敗	腸管呼吸器の結核	6	8	6	4	4
ウ	その他の血性肝炎	15	14	9	5	10
B	ウイルス性肝炎	15	13	9	5	9
C	ウイルス性肝炎	-	1	-	-	1
そ	その他のウイルス性肝炎	45	31	43	37	28
H	その他感染症及び寄生虫	7	7	5	5	5
新	その他感染症及び寄生虫	-	1	-	1	-
悪	その他感染症及び寄生虫	7	6	5	4	4
	その他感染症及び寄生虫	-	-	-	-	1
	その他感染症及び寄生虫	-	-	-	-	-
	その他感染症及び寄生虫	25	30	20	21	22
	その他感染症及び寄生虫	1,259	1,182	1,173	1,315	1,317
	その他感染症及び寄生虫	1,217	1,144	1,122	1,274	1,276
	その他感染症及び寄生虫	18	22	15	34	27
	その他感染症及び寄生虫	48	32	39	32	50
	その他感染症及び寄生虫	151	131	128	134	121
	その他感染症及び寄生虫	107	110	113	111	134
	その他感染症及び寄生虫	45	43	48	61	40
	その他感染症及び寄生虫	97	94	72	73	90
	その他感染症及び寄生虫	48	34	57	52	50
	その他感染症及び寄生虫	110	125	117	159	124
	その他感染症及び寄生虫	1	3	-	2	4
	その他感染症及び寄生虫	241	204	212	234	242
	その他感染症及び寄生虫	2	5	3	2	7
	その他感染症及び寄生虫	54	38	42	59	52
	その他感染症及び寄生虫	18	15	32	25	24
	その他感染症及び寄生虫	19	18	15	17	22
	その他感染症及び寄生虫	47	29	31	42	50
	その他感染症及び寄生虫	26	26	22	25	32
	その他感染症及び寄生虫	11	16	9	10	12
	その他感染症及び寄生虫	41	51	38	51	55
	その他感染症及び寄生虫	30	26	25	34	24
	その他感染症及び寄生虫	15	15	15	13	12
	その他感染症及び寄生虫	88	107	89	104	104
	その他感染症及び寄生虫	42	38	51	41	41
	その他感染症及び寄生虫	8	6	6	3	6
	その他感染症及び寄生虫	34	32	45	38	35
	その他感染症及び寄生虫	12	18	6	10	14
	その他感染症及び寄生虫	7	7	3	3	8
	その他感染症及び寄生虫	5	11	3	7	6
	その他感染症及び寄生虫	65	51	81	77	68
	その他感染症及び寄生虫	40	29	41	47	34
	その他感染症及び寄生虫	25	22	40	30	34
	その他感染症及び寄生虫	68	64	48	63	56
	その他感染症及び寄生虫	64	58	44	56	49
	その他感染症及び寄生虫	4	6	4	7	7
	その他感染症及び寄生虫	149	129	194	161	156
	その他感染症及び寄生虫	1	-	-	1	-
	その他感染症及び寄生虫	12	5	6	2	6
	その他感染症及び寄生虫	31	36	41	32	52
	その他感染症及び寄生虫	55	41	86	65	42
	その他感染症及び寄生虫	50	47	61	61	56
	その他感染症及び寄生虫	-	-	-	-	-
	その他感染症及び寄生虫	-	-	-	-	-
	その他感染症及び寄生虫	954	991	930	983	1,071
	その他感染症及び寄生虫	19	16	21	14	19
	その他感染症及び寄生虫	13	10	13	9	11
	その他感染症及び寄生虫	6	6	8	5	8
	その他感染症及び寄生虫	544	607	585	587	660
	その他感染症及び寄生虫	4	3	5	2	2
	その他感染症及び寄生虫	101	127	93	92	134
	その他感染症及び寄生虫	68	60	72	64	61
	その他感染症及び寄生虫	30	47	25	41	31
	その他感染症及び寄生虫	7	10	10	10	13
	その他感染症及び寄生虫	78	83	84	67	84
	その他感染症及び寄生虫	250	260	289	294	320
	その他感染症及び寄生虫	6	17	7	17	15

9-9 死因別死亡者数（続き）

死 因 分 類		平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
脳	血管 疾患	314	277	252	314	309
く	膜 下 出 出	39	32	45	38	42
脳	内 出	94	103	87	106	94
そ	の 他 の 脳 梗 塞 及 び 血 管 疾 患	173	130	115	153	162
大	動 脈 の 腫 瘍 環 及 び 器 系 の 疾 患	8	12	5	17	11
そ	の 他 の 器 系 の 疾 患	59	69	55	47	53
呼	吸 器 の 疾 患	18	22	17	21	30
イ	ン フ ル エ ン	567	555	547	544	571
肺	支 気 管 疾 患	7	10	10	2	-
急	性 閉 塞 性 肺 疾 患	256	255	239	226	244
慢	性 閉 塞 性 肺 疾 患	-	1	-	-	-
喘	性 閉 塞 性 肺 疾 患	54	62	53	51	56
そ	の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾 患	5	3	6	1	2
誤	嚥 性 肺 疾 患	245	224	239	264	269
間	質 性 肺 疾 患	134	127	132	162	171
そ	の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾 患	67	53	64	59	55
消	化 器 系 の 疾 患	44	44	43	43	43
胃	潰 瘍 及 び 十 二 指 腸 潰 瘍	152	161	168	152	167
へ	ル ニ ア 疾 患	5	8	8	6	4
肝	硬 化 肝 疾 患	22	20	22	14	25
そ	の 他 の 消 化 器 系 の 疾 患	56	53	47	55	71
皮	筋 硬 化 肝 疾 患	26	23	23	22	46
筋	の 他 の 消 化 器 系 の 疾 患	30	30	24	33	25
骨	組 織 の 疾 患	69	80	91	77	67
腎	組 織 の 疾 患	6	5	6	9	13
尿	結 核 組 織 の 疾 患	23	26	23	33	34
糸	球 体 疾 患 及 び 腎 尿 細 管 間 質 性 疾 患	104	106	130	126	149
腎	不 全 疾 患	13	10	14	14	19
急	腎 不 全 疾 患	77	65	88	79	88
慢	腎 不 全 疾 患	4	7	9	13	11
詳	腎 不 全 疾 患	54	45	63	53	62
そ	の 他 の 腎 尿 路 生 殖 器 系 の 疾 患	19	13	16	13	15
妊	娠 分 娩 及 び 産 じ ょ	14	31	28	33	42
周	産 期 に 発 生 し た 病 態	-	-	-	-	-
妊	娠 期 間 及 び 胎 児 発 育 に 関 連 す る 障 害	1	2	2	-	2
出	産 外 傷	-	-	-	-	-
周	産 期 に 特 異 的 な 呼 吸 障 害 及 び 心 血 管 障 害	-	2	2	-	-
周	産 期 に 特 異 的 な 感 染 症	-	-	-	-	1
胎	児 及 び 新 生 児 の 出 血 性 障 害 及 び 血 液 障 害	1	-	-	-	1
そ	の 他 の 周 産 期 に 発 生 し た 病 態	-	-	-	-	-
先	天 奇 形 変 形 及 び 染 色 体 異 常	8	6	9	5	6
神	経 系 の 先 天 奇 形	1	-	-	-	1
循	環 器 系 の 先 天 奇 形	4	2	4	2	3
心	臓 の 先 天 奇 形	4	2	2	2	3
そ	の 他 の 循 環 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	2	-	-
消	化 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	2	1	-
そ	の 他 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	2	3	3	1	1
染	色 体 異 常 他 に 分 類 さ れ な い も の	1	1	-	1	1
症	状 微 候 及 び 異 常 臨 床 所 見 ・ 異 常 検 査 所 見 で 他 に 分 類 さ れ な い も の	306	389	410	420	519
老	衰 候 群	265	340	361	371	468
乳	幼 児 突 然 死 症 候 群	-	1	-	1	-
そ	の 他 の 症 状 微 候 及 び 異 常 臨 床 所 見 ・ 異 常 検 査 所 見 で 他 に 分 類 さ れ な い も の	41	48	49	48	51
傷	病 及 び 死 亡 の 外 因	160	183	203	198	198
不	慮 の 事 故	82	101	109	101	101
交	通 事 故	10	9	8	10	10
転	倒 ・ 転 落 ・ 墜 落	24	32	34	34	28
不	慮 の 溺 死 及 び 溺 水	15	12	13	17	23
不	慮 の 窒 息	15	26	26	17	16
煙	火 災 へ の 曝 露	-	1	4	-	2
有	害 物 質 に よ る 不 慮 の 中 毒 及 び 有 害 物 質 へ の 曝 露	1	-	-	1	1
そ	の 他 の 不 慮 の 事 故	17	21	24	22	21
自	他 殺 事 故	62	62	62	72	59
他	殺 害 事 故	1	-	-	1	-
そ	の 他 の 外 因	15	20	32	24	38
特	殊 目 的 用 コ ー ド a)	-	-	-	22	122
重	症 急 性 呼 吸 器 症 候 群 [S A R S]	-	-	-	-	-
そ	の 他 の 特 殊 目 的 用 コ ー ド	-	-	-	22	122

注 a) 主として、原因不明の新たな疾患の暫定分類のこと。

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-10 年齢（5歳階級）別死亡者数

年 齢 区 分	平成29年		平成30年		平成31年 令和元年		令和2年		令和3年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	2,028	1,904	2,076	1,882	1,969	2,044	2,119	2,071	2,340	2,192
5 歳 未 満	5	2	9	3	7	4	2	2	6	4
5 ～ 9 歳	-	1	2	1	1	1	1	-	1	-
10 ～ 14 歳	3	-	2	1	-	1	1	-	-	1
15 ～ 19 歳	-	1	4	1	2	2	6	1	3	2
20 ～ 24 歳	4	1	5	1	7	1	7	2	4	7
25 ～ 29 歳	3	7	5	2	-	3	4	3	9	2
30 ～ 34 歳	10	4	1	10	4	3	4	7	5	2
35 ～ 39 歳	11	1	15	12	6	4	9	4	4	3
40 ～ 44 歳	16	15	17	8	17	8	16	12	16	9
45 ～ 49 歳	48	21	26	16	22	21	23	23	33	22
50 ～ 54 歳	51	21	39	25	43	36	45	24	44	23
55 ～ 59 歳	35	33	58	26	56	30	59	24	67	39
60 ～ 64 歳	76	38	65	34	69	34	91	32	75	45
65 ～ 69 歳	176	91	177	88	145	77	131	70	136	70
70 ～ 74 歳	245	110	249	104	227	110	249	118	301	143
75 ～ 79 歳	334	173	306	162	303	163	321	194	322	200
80 ～ 84 歳	360	281	386	314	368	324	402	275	420	298
85 歳 以 上	651	1,104	710	1,074	692	1,222	748	1,280	894	1,322
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9-11 食中毒の発生状況

年 度	発生件数	原 因 施 設							摂食者数	患 者 数
		家 庭	事業所	飲食店	販売店	仕出屋	その他	不 明		
平成30年度	1	-	-	1	-	-	-	-	4	4
令和元年度	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	-	-	1	-	-	-	-	22	14
4	3	-	-	3	-	-	-	-	61	43

資料 市保健所食品衛生課

9-12 感染症の発生状況

本表は、厚生労働省所管の「感染症サーベイランスシステム」の届出数を掲載している。(新型コロナウイルス感染症を除く)

- 1 数字は発生地主義により集計している。
- 2 4類、5類は感染症の一部を掲載している。

区 分		平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1 類 感 染 症	エ 熱 ク リ ミ ア ・ コ 出 血 熱 痘 南 米 出 血 熱 ペ マ ー ル ブ ル グ 熱 ラ ツ サ 熱	-	-	-	-	-
	急 性 灰 白 髄 炎 結 核 ジ フ テ リ ア 重 症 急 性 呼 吸 器 症 候 群 中 東 呼 吸 器 症 候 群 鳥 イン フ ル エ ン ザ (H5N1) 鳥 イン フ ル エ ン ザ (H7N9)	-	-	-	-	-
	コ 細 菌 性 赤 痢 腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症 腸 チ フ ス パ ラ チ フ ス	-	-	-	-	-
	E 型 肝 炎 A 型 肝 炎 エ キ ノ コ ッ ク ス 症 オ ウ ム ニ ア 病 チ ク ン グ が 虫 熱 つ ン グ 熱 デ 鳥 イ ン フ ル エ ン ザ a) 日 本 紅 斑 熱 日 本 脳 炎 ポ ツ リ ス 症 マ ツ ラ リ ム ア ラ イ ム 病 レ ジ オ ネ ラ 症 レ プ ト ス ビ ラ 症	1	1	1	-	-
	ア メ ー バ 赤 痢 ウ イ ル ス 性 肝 炎 カルハ ^ハ ・ネム ^ハ 耐性腸内細菌目細菌感染症 急 性 脳 炎 ク ロ イ ツ フ ェ ル ト ・ ヤ コ ブ 病 劇 症 型 溶 血 性 レ ン サ 球 菌 感 染 症 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群 ジ ア ル ジ ア 症 侵 襲 性 イン フ ル エ ン ザ 菌 感 染 症 侵 襲 性 髄 膜 炎 菌 感 染 症 侵 襲 性 肺 炎 球 菌 感 染 症 水 痘 (入 院 例) 梅 種 性 ク リ プ ト コ ッ ク ス 毒 症 播 種 性 ク リ プ ト コ ッ ク ス 風 症 破 傷 風 ハ ^ハ ・ソコマイシン ^ハ 耐性腸球菌感染症 百 日 咳 風 し ん 麻 し ん	6	6	9	10	7
	5 類 感 染 症	1	4	-	-	1
新 型 イン フ ル エ ン ザ 等 感 染 症	11	17	9	6	2	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 b)	54	59	2	1	1	
		1,072	4,833	119,011		

注 a) 鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く。)
 b) 再陽性や医療機関からの発生届の取り下げがあった場合は人数に含めていない。
 また、令和4年9月26日以降は発生届の対象の限定化により、市内医療期間からの陽性診断数の報告も含む。
 資料 市保健所保健予防課

9 保健、衛生及び環境

9-13 食品関係営業施設数

本表は、「衛生行政報告例に基づく統計報告（衛生関係）」により作成したものである。「食品関係営業施設」には、食品衛生法第55条第1項の規定による「許可を要する施設」と、第57条第1項の規定による「届出を要する施設」、それ以外の「届出を要しない施設」がある。改正食品衛生法が施行された令和3年6月1日より前に許可を受けて営業している施設については、許可の有効期間の満了まで当該営業を行うことができるとする経過措置が設けられている。

(各年度末現在)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可を要する施設	7,082	6,983	7,025	5,892	5,782
飲食店営業 a)	4,399	4,383	4,338	4,363	4,434
調理の機能を有する自動販売機	…	…	…	4	7
菓子製造業 b)	686	666	697	668	643
乳処 理 業	1	-	-	-	-
乳製品製造業	6	6	6	5	6
魚介類販売業	299	292	308	100	98
魚肉ねり製品製造業 c)	2	2	2	2	2
水産製品製造業	…	…	…	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業 d)	66	62	72	50	46
冷凍食品製造業	…	…	…	3	6
複合型冷凍食品製造業	…	…	…	-	-
かん詰又はびん詰食品製造業 e)	5	5	5	3	2
密封包装食品製造業	…	…	…	1	4
喫茶店営業 f)	449	447	447	314	168
あん類製造業 g)	5	5	5	4	4
アイスクリーム類製造業	88	89	94	81	61
肉処 理 業	15	15	14	14	12
肉販売業	332	327	357	136	142
肉製品製造業	9	8	7	7	7
乳酸菌飲料製造業 h)	1	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	1	1	1	1
みそ製造業	1	1	1	1	1
みそ又はしょうゆ製造業 i)	…	…	…	-	-
ソー ス 類 製造業 j)	5	5	5	5	4
酒類製造業	12	12	12	11	11
豆腐製造業	6	6	6	6	6
麺類製造業	17	17	19	19	17
そうざい製造業	77	81	83	78	82
複合型そうざい製造業	…	…	…	1	2
添加物製造業	4	4	4	4	4
清涼飲料水製造業	6	5	5	5	5
氷雪製造業	1	1	-	-	-
液卵製造業	…	…	…	1	1
漬物製造業	…	…	…	1	1
食品の小分け業	…	…	…	2	3
届出を要する施設	…	…	…	1,686	2,005
旧許可業種	…	…	…	914	1,008
魚介類販売業（包装品のみ）	…	…	…	181	177
食肉販売業（包装品のみ）	…	…	…	204	200
乳類販売業	…	…	…	469	448
氷雪販売業	…	…	…	5	5
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	…	…	…	55	178
販売業	…	…	…	529	672
製造・加工業	…	…	…	57	104
その他	…	…	…	186	221

注 a) 調理の機能を有する自動販売機が順次分離し、喫茶店営業が順次統合。 b) あん類製造業が順次統合。
 c) 水産製品製造業に順次移行。 d) 冷凍食品製造業又は複合型冷凍食品製造業等に順次移行。
 e) 密封包装食品製造業又は届出を要する施設に順次移行。
 f) 調理の機能を有する自動販売機が順次分離、又は飲食店営業に順次統合。 g) 菓子製造業に順次統合。
 h) 乳処理業、乳製品製造業、又は清涼飲料水製造業に順次統合。 i) みそ製造業が順次統合。
 j) 密封包装食品製造業又は届出を要する施設に順次移行。

資料 市保健所食品衛生課

9-14 環境衛生監視対象施設数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
営業関係施設	1,434	1,427	1,434	1,474	1,502
旅館等	36	34	35	35	35
旅館・ホテル	31	30	31	31	31
簡易宿所	4	3	3	3	3
季節簡易宿所	1	1	1	1	1
興行場	11	11	11	12	12
映画館	2	2	2	2	2
スポーツ施設	2	2	2	2	2
その他	7	7	7	8	8
公衆浴場	45	42	40	38	38
理容所	230	225	225	227	228
美容所	806	830	850	892	926
クリーニング所	306	285	273	270	263
廃棄物処理・清掃関係施設	576	560	556	547	528
し尿処理施設	-	-	-	-	-
し尿浄化槽	548	534	527	518	496
ごみ処理施設	2	2	2	2	2
産業廃棄物処理施設 a)	26(19)	24(18)	27(21)	27(21)	30(21)
飲料水施設	24	24	23	23	23
水道事業(簡易水道事業を除く)	-	-	-	-	-
簡易水道事業	-	-	-	-	-
専用水道	22	22	22	22	22
その他の水道	2	2	1	1	1
その他の施設	32	34	37	42	42
畜舎・家きん舎	31	33	35	40	40
化製場等に関する法律第8条準用施設 b)	-	-	1	1	1
火葬場	1	1	1	1	1

注 a) ()内の数値は、許可施設数である。

b) 魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設をいう。

資料 市保健所生活環境課、美化第3課、施設管理課、事業系廃棄物対策課、斎園管理課

9-15 行旅病人・行旅死亡人等取扱数

年 度	総 数	病 人	死亡人等 a)
平成30年度	21	6	15
令和元年度	30	6	24
2	16	1	15
3	29	-	29
4	32	1	31

注 a) 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく取扱人数。

資料 市厚生課

9 保健、衛生及び環境

9-16 食肉センターと畜状況

(単位：頭数)

年 度	総 数	牛	馬	豚	とく牛 (子牛)	その他
平成30年度	54,948	9,912	-	45,036	-	-
令和元年度	50,767	9,398	-	41,369	-	-
2	43,974	7,856	-	36,118	-	-
3	44,137	6,672	-	37,465	-	-
4	39,469	6,628	-	32,838	3	-

資料 市市場施設課

9-17 ごみの状況

ごみは、国道2号以南を市直営、以北地区及び西宮浜地区・高須地区を業者委託により収集している。

(単位：トン)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 収 集 人 口 (人) (各 年 度 末 現 在)	総 数	486,768	486,799	464,452	458,972	459,358	
	直 営	148,894	125,700	117,427	115,164	114,877	
	委 託	337,874	361,099	347,025	343,808	344,481	
ご む 量	総 数	161,264	158,641	152,662	152,298	141,335	
	可 燃 ご み	139,279	137,253	130,656	130,282	118,203	
	不 燃 ご み	7,355	7,096	7,479	7,252	6,705	
	粗 大 ご み	6,057	6,049	6,040	5,960	5,870	
	可燃性資源ごみ 小型家電(BOX回収)	8,550 23	8,215 28	8,454 33	8,763 41	10,503 54	
処 理 量	総 数	151,361	150,463	144,123	143,431	130,862	
	焼 却 a)	147,001	147,642	139,112	139,214	127,554	
	破 碎 選 別	13,412	13,210	13,467	13,149	12,659	
処 分 量	資 源 化 b)	13,342	12,827	12,953	13,130	14,534	
	埋 立 c)	21,607	20,713	20,945	20,193	18,858	
市 収 集	直 営	可 燃 ご み	24,275	18,874	18,670	18,536	16,426
		不 燃 ご み	2,125	1,561	1,670	1,619	1,468
		粗 大 ご み	1,584	1,604	1,561	1,725	1,617
		可燃性資源ごみ	1,738	1,465	1,583	1,661	2,222
		小型家電(BOX回収)	23	28	33	41	54
	委 託	可 燃 ご み	50,556	55,740	55,993	55,711	49,739
		不 燃 ご み	4,326	4,695	5,111	4,964	4,561
		可燃性資源ごみ	4,532	4,813	5,089	5,303	6,592
		可 燃 ご み	64,448	62,639	55,993	56,035	52,038
		不 燃 ご み	904	840	698	669	676
許 可 業 者 収 集 ・ 自 己 搬 入	粗 大 ご み	4,473	4,445	4,479	4,235	4,253	
	可燃性資源ごみ	2,280	1,937	1,782	1,799	1,689	
西宮古紙リサイクル協力会	可燃性資源ごみ	2,280	1,937	1,782	1,799	1,689	

注 a) 破碎選別より出た破碎可燃等も含むため、「焼却と破碎選別の処理量の合計」と総数は一致しない。

b) 資源ごみ、ペットボトル、その他プラ、小型廃家電、セメント化、その他売却分量を含む。

c) 焼却灰、固化灰、不燃残渣を含む。

資料 市美化企画課、施設管理課

9-18 し尿の状況

年 度	戸 数 (各年度末現在)				収 集 量 (kl)			
	く み と り		浄 化 槽	下水道水洗	総 数	く み と り 収 集		浄 化 槽 汚 泥 量
	市 直 営	業 者 委 託				市 直 営	業 者 委 託	
平成30年度	-	103	548	237,335	1,930	-	942	988
令和元年度	-	103	534	235,520	2,010	-	935	1,075
2	-	105	527	236,137	1,986	-	947	1,039
3	-	102	518	237,914	2,023	-	957	1,066
4	-	100	496	239,341	2,058	-	973	1,085

資料 市美化第3課

9-19 火葬場・葬儀の状況

年 度	火 葬 件 数				葬 儀 件 数						葬儀用 自動車 延 数
	総 数	大 人	小 人	胎 児 そ の 他	総 数 a)	桜	松	竹	梅	キリスト 式 神	
平成30年度	4,378	4,182	14	182	476(189)	92	5	178	1	11	283
令和元年度	4,371	4,283	10	78	544(210)	120	5	204	-	5	314
2	4,566	4,471	6	89	607(244)	119	1	234	1	8	336
3	4,953	4,862	10	81	638(293)	117	2	219	3	4	379
4	5,095	5,029	6	60	562(269)	98	2	188	-	5	341

注 a) () 内は内数で飾付けなし分。

資料 市斎園管理課

9-20 市立墓地施設状況

(各年度末現在)

年 度	満池谷墓地		甲山墓園		鳴尾3墓地		白水峡公園墓地		満池谷納骨堂 件 数
	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	
平成30年度	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,060	369,721	876
令和元年度	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,130	369,721	876
2	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,130	369,721	876
3	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,130	369,721	876
4	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,130	369,721	876

資料 市斎園管理課

9 保健、衛生及び環境

9-21 公害苦情件数

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	悪 臭	騒 音	振 動	その他
平成30年度	75	10	8	4	37	16	-
令和元年度	91	16	11	10	42	7	5
2	73	2	6	3	48	8	6
3	80	11	7	8	46	6	2
4	71	5	6	14	39	3	4
本 庁	32	4	3	7	15	3	-
鳴 尾	12	1	-	1	8	-	2
瓦 木	18	-	2	5	10	-	1
甲 東	4	-	1	-	2	-	1
塩 瀬	4	-	-	1	3	-	-
山 口	1	-	-	-	1	-	-

注 公害苦情受付件数ではなく処理件数である。

資料 市環境保全課

9-22 騒音測定結果

(令和4年度 等価騒音レベル・単位：dB)

場 所	用 途 地 域	区 域 区 分	昼 間		夜 間		
			測定値	環境基準	測定値	環境基準	
甲陵中学校局	特に静穏を要する地域	一 般 環 境	60	50	47	40	
苦楽園市民館	第一種低層住居専用地域		46	55	37	45	
浜甲子園局	第一種中高層住居専用地域		54	55	49	45	
段上センター			56	55	40	45	
山口小学校局	第二種中高層住居専用地域		52	55	42	45	
瓦木支所	第一種住居地域		59	55	47	45	
花の峯5番街区	第一種低層住居専用地域		道路に面する 地 域	64	60	61	55
花の峯1番街区		63		60	59	55	
西宮浜公民館		第一種中高層住居専用地域		56	60	45	55
越木岩公民館		第一種住居地域		61	65	52	60
花の峯11番街区	第一種中高層住居専用地域	幹線交通を担う 道路に近接する 空 間	60	70	56	65	
甲子園局	近 隣 商 業 地 域		65	70	60	65	
久保町1			67	70	64	65	
前浜ポンプ場	準 工 業 地 域		61	70	55	65	
鳴尾浜臨海公園			61	70	56	65	
今津南保育所			63	70	55	65	

資料 市環境保全課

9-23 大気汚染物質測定結果

(1) 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること

評価方法…1日平均値と1時間値を環境基準と比較(短期的評価)

年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外して長期基準(0.04ppm)と比較(長期的評価)

(ただし、1日平均値が長期基準を超える日が2日以上連続した場合は長期的評価を行わない)

測定方法…紫外線蛍光法

(令和4年度)

測定局	平均値 (ppm)	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		時間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	0.002	○	0
甲陵中学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.005	0.003	○	0
山口小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	0.002	○	0
浜甲子園 c)	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.004	0.002	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館

c) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

(2) 二酸化窒素 (NO₂) 濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

評価方法…1日平均値を環境基準と比較(短期的評価)

年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを環境基準と比較(長期的評価)

測定方法…化学発光法

(令和4年度)

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	%	日	%	1時間値	日平均値		
西宮市役所 a)	0.011	0	0.0	1	0.3	0.070	0.040	0.027	0
鳴尾支所	0.015	0	0.0	2	0.5	0.078	0.044	0.034	0
瓦木公民館	0.012	0	0.0	0	0.0	0.069	0.039	0.027	0
甲陵中学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.054	0.029	0.020	0
山口小学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.049	0.021	0.017	0
浜甲子園 b)	0.012	0	0.0	1	0.3	0.070	0.043	0.029	0
六湛寺 c)	0.012	0	0.0	0	0.0	0.066	0.038	0.028	0
津門川 d)	0.013	0	0.0	1	0.3	0.074	0.040	0.030	0
河原 e)									
甲子園 f)	0.016	0	0.0	1	0.3	0.077	0.044	0.032	0
塩瀬 g)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.067	0.039	0.030	0

注 a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場

e) 市民運動場。河原局での測定は西宮中央運動公園再整備事業のため令和4年度より一時中断している。

f) 甲子園七番町 g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-23 大気汚染物質測定結果（続き）

(3) 一酸化炭素（CO）濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
 8時間値とは、1日を3つの時間帯（0～8時、8～16時、16～24時）に区分した場合のそれぞれの平均値をいう
 評価方法…1日平均値と8時間平均値を環境基準と比較（短期的評価）
 年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外して長期基準（10ppm）と比較（長期的評価）
 （ただし、1日平均値が長期基準を超える日が2日以上連続した場合は長期的評価を行わない）

測定方法…非分散型赤外分光法

（令和4年度）

測定局	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを越えた回数	日平均値が10ppmを超えた回数	最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
		回	回	1時間値	日平均値			
浜甲子園 b)	0.3	0	0	1.4	0.6	0.5	○	0
六湛寺 c)	0.2	0	0	1.0	0.5	0.4	○	0
津門川 d)	0.2	0	0	1.1	0.6	0.4	○	0
河原 e)								
甲子園 f)	0.2	0	0	1.2	0.6	0.5	○	0
塩瀬 g)	0.3	0	0	1.2	0.7	0.5	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場

e) 市民運動場。河原局での測定は西宮中央運動公園再整備事業のため令和4年度より一時中断している。

f) 甲子園七番町 g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

(4) 光化学オキシダント（OX）濃度

環境基準…1時間値が0.06ppm以下であること
 注意報発令基準…1時間値が0.12ppm以上になり、その濃度が継続すると認められるとき
 警報発令基準 …1時間値が0.24ppm以上になり、その濃度が継続すると認められるとき

測定方法…紫外線吸光法

（令和4年度）

測定局	昼間の測定時間	昼間の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	日	時間		
西宮市役所 a)	5,339	0.076	58	227	0	0	0.100	0.045
鳴尾支所	5,462	0.078	86	428	1	3	0.123	0.049
瓦木公民館	5,460	0.075	71	322	0	0	0.101	0.046
甲陵中学校	5,453	0.075	64	310	0	0	0.098	0.047
山口小学校	5,379	0.078	69	352	0	0	0.104	0.047
浜甲子園 b)	5,446	0.073	64	273	0	0	0.113	0.046

注 昼間とは、5時～20時までの時間帯をいう。また「昼間の日最高1時間値の年平均値」とは、5時から20時までの測定時間における最大1時間値を365日平均したものである。

a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

9-23 大気汚染物質測定結果（続き）

(5) 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

「浮遊粒子状物質」とは、大気中に比較的長時間滞留し、人の健康上有害な影響を与える粒径 10 μm 以下のものをいう。

環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³以下であること

評価方法…1 日平均値と 1 時間値を環境基準と比較（短期的評価）

年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外して長期基準（0.1mg/m³）と比較（長期的評価）

（ただし、1 日平均値が長期基準を超える日が 2 日以上連続した場合は長期的評価を行わない）

測定方法…ベータ線吸収法

（令和 4 年度）

測定局	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数と その割合		最高値 mg / m ³		日平均値 の 2 % 除外値 (mg / m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無 a)	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.10mg/ m ³ を超えた日数
		時間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.016	0	0.0	0	0.0	0.095	0.055	0.035	○	0
鳴尾支所	0.014	0	0.0	0	0.0	0.072	0.053	0.029	○	0
瓦木公民館	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.058	0.031	○	0
甲陵中学校	0.016	0	0.0	0	0.0	0.094	0.066	0.033	○	0
山口小学校	0.014	0	0.0	0	0.0	0.085	0.065	0.029	○	0
浜甲子園 c)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.072	0.047	0.032	○	0
六湛寺 d)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.101	0.067	0.033	○	0
津門川 e)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.073	0.056	0.027	○	0
河原 f)										
甲子園 g)	0.013	0	0.0	0	0.0	0.077	0.051	0.029	○	0
塩瀬 h)	0.013	0	0.0	0	0.0	0.080	0.060	0.029	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館 c) 浜甲子園 2 丁目 d) 西宮市役所議会棟横 e) 津門川ポンプ場

f) 市民運動場。河原局での測定は西宮中央運動公園再整備事業のため令和 4 年度より一時中断している。

g) 甲子園七番町 h) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）濃度

「微小粒子状物質（PM2.5）」とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径 2.5 μm 以下のものをいう。

環境基準…1 年平均値が 15 μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m³以下であること

評価方法…1 日平均値の年間 98 パーセント値を短期基準（35 μg/m³）と比較（短期的評価）

1 年平均値を長期基準（15 μg/m³）と比較（長期的評価）

注意喚起発信基準…(1) 午前 5 時から 7 時の 1 時間値の平均が 85 μg/m³を超えた場合

（各地域内の全測定局の上記 1 時間値全てを平均して判断する）

(2) 午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均が 80 μg/m³を超えた場合

（各地域内の全測定局の上記 1 時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する）

(3) (1) 及び(2)の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が 70 μg/m³を超えるおそれのある場合

測定方法…ベータ線吸収法

（令和 4 年度）

測定局	有効測定日数	平均値 (μg/m ³)	日平均値の 年間 98 % 値 (μ g / m ³)	日平均値が 35 μ g / m ³ を超えた日数	日平均値が 35 μ g / m ³ を超えた 日数の割合
浜甲子園 a)	351	8.9	20.3	0	0.0
津門川 b)	352	9.0	19.1	0	0.0
河原 c)					
甲子園 d)	352	8.8	20.0	0	0.0
塩瀬 e)	350	7.0	16.2	0	0.0

注 a) 浜甲子園 2 丁目 b) 津門川ポンプ場

c) 市民運動場。河原局での測定は西宮中央運動公園再整備事業のため令和 4 年度より一時中断している。

d) 甲子園七番町 e) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-24 水質汚濁測定結果

定量下限値未満は「<」を用いて表記している。

調査地点欄内にある数字は、調査地点図の数字と対応している。(調査地点 3~13 は調査地点図(北部)に掲載。)

(令和4年度)

調査地点		水素イオン濃度(pH)		溶存酸素量(DO : mg/L)			生物化学的酸素要求量(BOD : mg/L)			化学的酸素要求量(COD : mg/L)			浮遊物質(SS : mg/L)		
		a)		b)			c)			d)			e)		
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
武庫川	1 甲武橋	9.0	7.8	11	13	7.4	1.2	2.1	0.6	4.1	5.5	3.4	3	10	1
	2 阪神鉄橋	9.2	8.6	11	13	7.0	1.5	2.4	1.0	4.8	5.2	4.4	10	12	6
有馬川	3 明治橋	8.5	7.7	10	13	8.3	0.8	1.1	<0.5	2.3	3.1	1.4	2	4	<1
西川	4 西久保橋	9.1	7.7	11	12	8.5	1.2	1.6	1.0	3.0	3.6	2.3	1	1	<1
船坂川	5 船坂橋	7.7	7.5	11	14	8.2	0.6	0.8	<0.5	1.2	1.4	0.9	2	4	<1
	6 下田橋下流	7.7	7.6	11	13	9.0	0.6	0.6	<0.5	2.0	2.8	1.6	4	10	<1
	7 鍋倉橋	8.1	7.6	10	13	7.9	0.8	1.1	<0.5	3.2	3.7	2.6	2	4	<1
名塩川	8 農協南	9.1	8.4	11	14	8.9	1.0	1.8	<0.5	3.2	4.9	2.2	1	1	<1
	9 流末	8.6	7.9	10	13	8.0	0.7	1.1	<0.5	2.3	2.8	1.7	1	3	<1
尼子谷川	10 新尼子橋	8.3	8.1	11	14	8.8	0.6	0.7	<0.5	2.2	2.6	1.6	5	15	1
太多田川	11 蓬萊峡山荘前	7.9	7.8	9.8	12	8.1	0.8	0.9	0.5	1.3	1.5	1.0	3	7	1
	12 千都橋	8.1	7.6	10	15	7.9	0.7	1.0	<0.5	1.2	1.6	0.7	2	4	<1
座頭谷川	13 流末	7.9	7.5	10	13	8.9	0.8	1.0	<0.5	0.9	1.5	<0.5	2	3	<1
仁川	14 鷲林寺橋	8.2	7.8	11	13	8.3	0.6	0.7	<0.5	1.4	1.9	1.0	<1	<1	<1
	15 甲山橋	8.6	7.7	11	17	5.7	1.0	2.1	0.5	3.1	7.9	1.6	4	24	<1
	16 地すべり資料館横	8.7	7.9	12	15	8.5	0.8	1.0	<0.5	2.6	3.2	1.8	2	3	<1
	17 中川橋	8.0	7.4	10	11	9.6	1.1	1.5	0.7	3.6	5.0	1.8	5	10	<1
新川	18 真砂橋	7.8	7.6	8.2	9.2	7.7	1.0	1.2	0.7	2.9	4.1	1.6	3	5	1
	19 中津橋	8.0	7.3	7.4	11	5.4	1.1	1.9	<0.5	3.0	4.4	2.0	1	2	<1
新堀川	20 甲子園口2丁目	9.6	8.7	13	15	11	1.6	3.7	0.7	3.6	7.7	1.5	1	1	<1
野田川	21 九郎橋上流	7.8	7.5	7.0	8.5	5.1	1.0	1.2	0.8	4.1	4.3	4.0	3	10	1
東川	22 下広田橋	9.8	9.4	12	15	8.9	2.4	2.9	1.9	5.3	5.9	4.1	5	6	4
	23 親水南公園	9.5	8.1	12	16	6.7	2.1	2.8	1.0	5.5	7.2	3.1	4	8	1
	24 二ツ橋	7.8	7.6	7.1	8.4	6.1	1.5	1.9	1.1	4.1	5.2	2.5	3	5	1
	25 神祇官橋	8.8	7.8	10	12	6.3	1.1	1.7	<0.5	3.0	3.7	1.7	3	7	1
津門川	26 住江橋	7.6	7.4	8.0	11	6.2	1.1	1.3	0.8	2.8	3.1	2.5	3	4	<1
	27 流末	8.4	7.5	10	14	7.5	0.8	1.0	0.5	2.1	2.7	1.8	1	1	<1
夙川	28 銀水橋	8.0	7.4	11	14	8.7	0.8	0.9	0.7	2.0	2.3	1.6	1	1	<1
	29 大井手橋	8.1	7.4	11	13	10	1.2	1.7	0.8	2.6	4.2	1.5	2	3	1
	30 夙川橋	8.6	7.9	11	15	9.0	1.0	1.9	<0.5	2.3	3.7	1.6	1	3	<1
	31 葎原橋	8.8	8.2	11	12	9.7	1.1	1.4	0.8	2.4	2.6	2.2	1	1	<1
中新田川	32 流末	9.3	8.9	10	12	8.9	1.5	1.9	1.0	3.4	4.0	2.1	2	3	<1
久出川	33 流末	9.0	8.5	13	15	12	1.6	2.2	1.0	4.0	6.4	2.5	2	3	<1
堀切川	34 阪神電鉄南	8.4	7.8	8.9	11	6.3	1.4	1.6	1.0	3.7	4.7	2.6	3	7	1
大阪湾	35 甲子園浜	8.8	7.6	11	15	4.8				7.0	22	3.1	8	52	<1
	36 今津港	8.8	7.6	11	15	5.4				4.9	7.4	3.3	3	9	<1
	37 香櫨園浜	8.8	7.9	11	14	7.3				5.6	10	2.8	3	10	<1
	38 鳴尾浜沖	8.8	7.8	12	15	6.8				4.9	8.2	2.8	3	6	<1
	39 甲子園浜沖	8.9	7.8	11	14	6.5				4.9	7.4	3.2	2	5	<1
	40 西宮浜沖	8.9	8.0	11	15	8.0				4.8	7.0	2.9	2	7	<1
	41 新池放流口	9.7	9.3	14	16	12	3.9	4.9	2.9	9.9	15	6.9	18	22	11
	42 樋之池放流口	8.3	7.7	8.8	10	7.1	2.2	2.9	1.8	5.9	6.3	5.5	5	7	3
43 甲陽大池放流口	8.5	7.7	9.8	11	8.9	4.0	5.2	2.9	7.8	8.9	6.7	14	17	10	
44 甲陽大池隣間浄化施設上流	9.2	7.8	10	11	10	1.8	1.9	1.8	4.5	5.7	3.4	4	4	4	
45 甲陽大池隣間浄化施設下流	7.7	7.6	8.7	9.8	7.6	1.1	1.3	1.0	3.9	4.8	3.0	2	2	2	
ため池	46 片鉢池	8.3	7.6	9.1	10	7.5	4.7	6.3	3.3	10	14	6.8	21	35	11

注 a) 水の酸性とアルカリ性の度合いを表す指標で、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。河川や海域では、夏季などに植物プランクトンによる光合成が盛んになり、溶存酸素量が増えるため見かけ上pHが大きくなる(アルカリ性になる)ことがある。また、海水中には塩類が溶けているためアルカリ性になっている。

b) 水中に溶け込んでいる酸素の量。溶存酸素量が少なくなると、魚介類などの水生生物のへい死を招く。清浄な水域ではほぼ飽和値に達しているが、汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物によって有機物の分解が起き、多量の酸素が消費されるので溶存酸素量が減少する(汚濁が進むほど数値は小さくなる)。植物プランクトンは冬季よりも夏季に盛んに光合成を行っているが、酸素は水温の低い冬季には溶けやすく、水温の高い夏季には溶けにくい。

c) 水中の有機物が好気性微生物により、酸化分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、汚濁が進むほど数値が大きくなる。(海域ではプランクトンが元々豊かに存在しており、分析対象外)

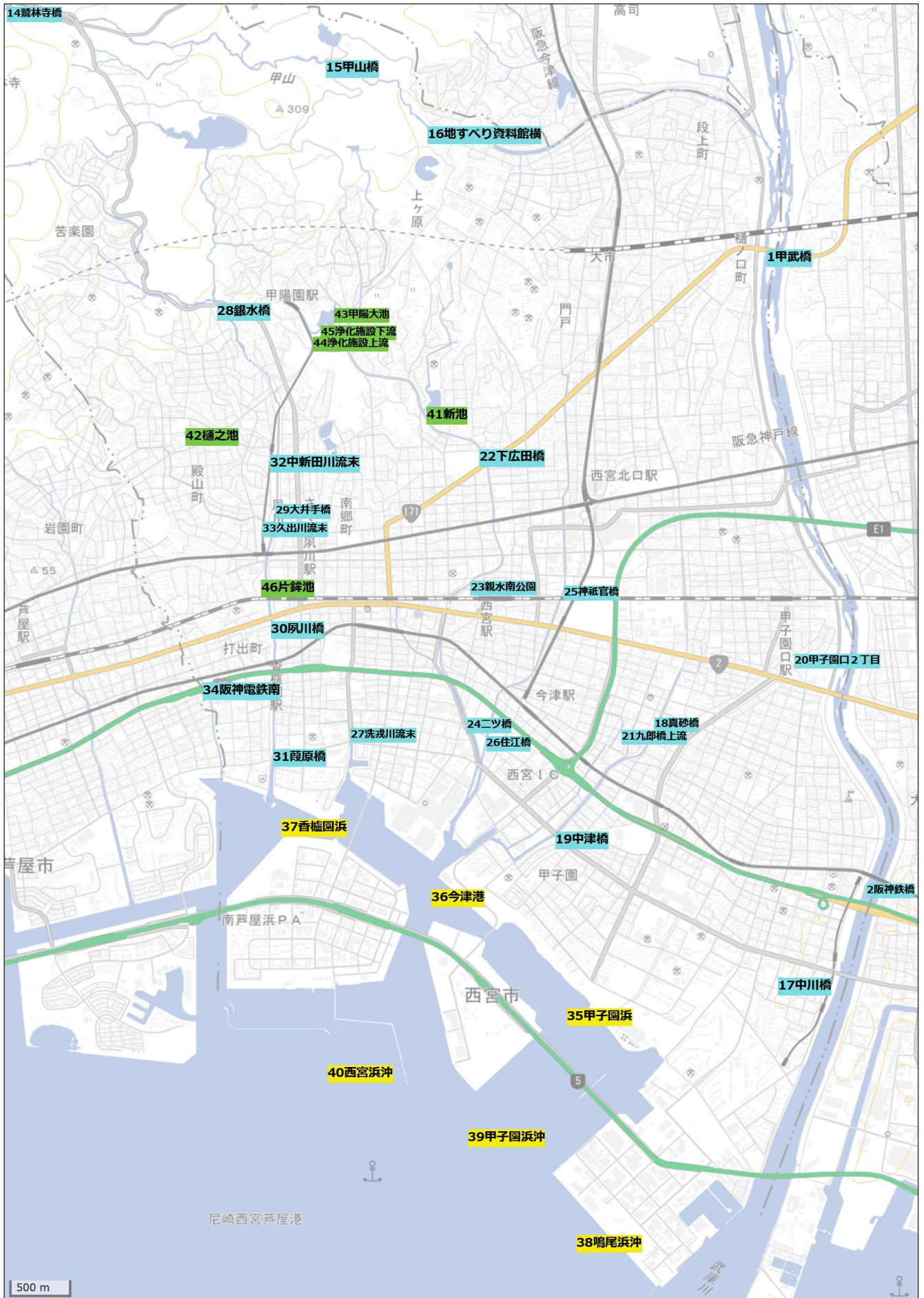
d) 水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、BODとともに有機汚濁を測る代表的な指標であり、海域や湖沼の水質汚濁状況の評価に用いられる。(汚濁が進むほど数値は大きくなる)

e) 水中に浮遊または懸濁している直径が2mm以下の不溶性物質のことで、魚類のえらを詰まらせてへい死させることがある。浮遊物質が多くなる(数値が大きくなる)ほど、透視度・透明度等、外観が悪くなる。

※ 海域について、pHとDOは表層(水深0.5m)における値を、COD及びSSについては表層と水深2mの試料を等量混合して分析した値をそれぞれ記載している。

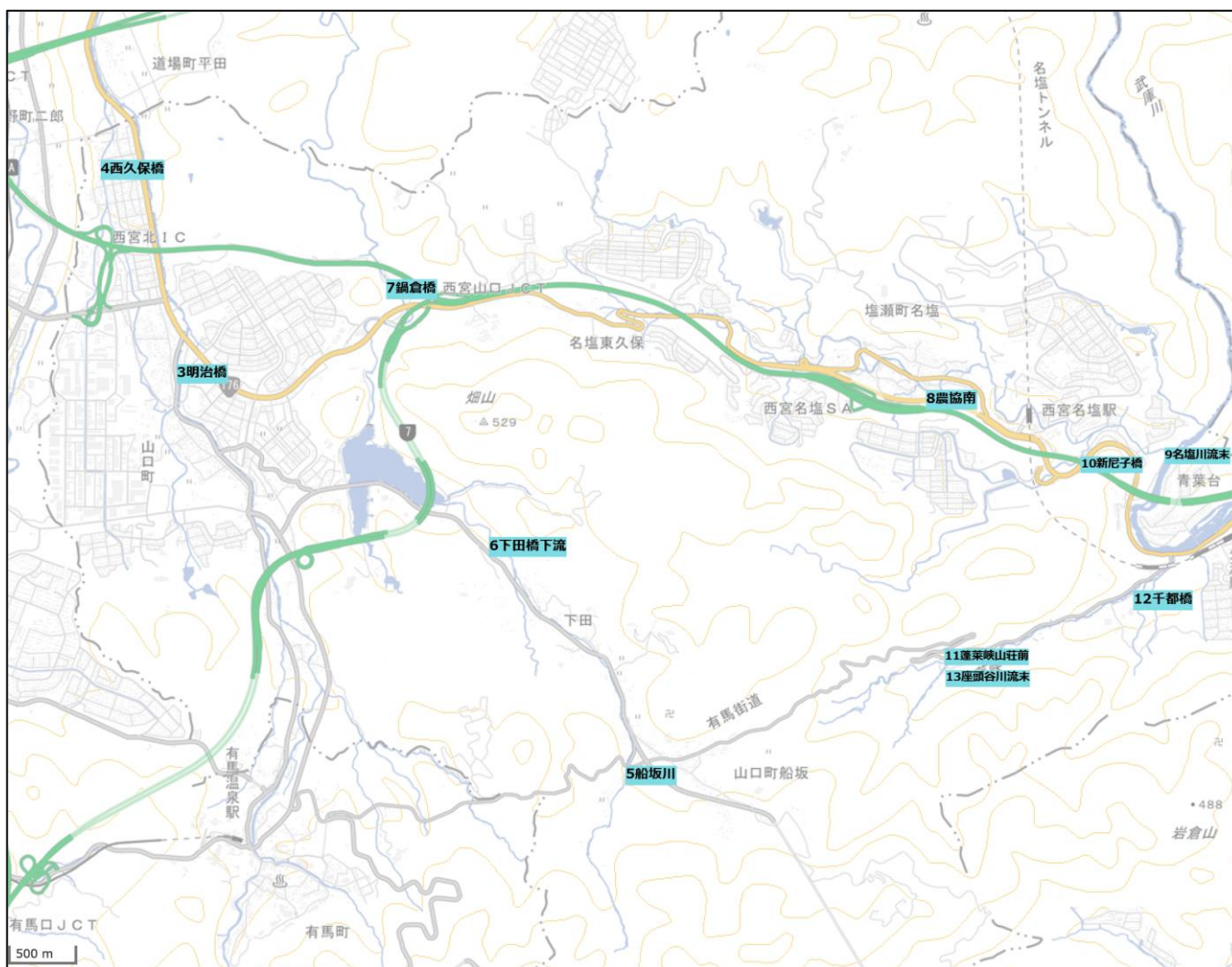
資料 市環境保全課

西宮市公共用水域（河川・海域・ため池）調査地点図（南部）



国土地理院発行の地理院地図に調査地点を追記して掲載している。

西宮市公共用水域（河川・海域・ため池）調査地点図（北部）



国土地理院発行の地理院地図に調査地点を追記して掲載している。